

書類-10（村議）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第5条の規定により、次のとおり選挙運動用自動車の燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

令和7年4月27日執行

千早赤阪村議会議員選挙

候補者 氏名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
合 計		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）に別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、選挙運動用自動車使用公費負担請求書（以下「請求書」という。）の用紙とともに候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が千早赤阪村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、千早赤阪村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。